

第18 連結送水管

一般社団法人日本消火装置工業会発行の「屋内消火栓設備等設計・工事基準書」によるほか、次によること。

1 送水口

- (1) 送水口のホース接続口の結合金具は、双口形で呼称65の差込式の受け口とし、受け口には、容易に破壊できる保護板又は呼称65の差込式の覆冠等を設けること。
- (2) 送水口は、放水口が設けられている階段室、非常用エレベーターの乗降ロビーに容易に至ることができる位置とするなど消防隊の活動に有効な位置とすること。
- (3) 送水口の直近には、止水弁及び逆止弁を容易に操作できる位置に設けること。
- (4) 配管の最低部には、排水弁を止水弁及び逆止弁の一次側（送水口側）に設けること（点検用の排水弁を止水弁及び逆止弁の二次側に設けることは差し支えない。）。

2 放水口

(1) 設置位置

ア 直通階段、階段室、特別避難階段の付室、非常用エレベーターの乗降ロビー又は階段の出入口から容易に識別できる5m以内の位置に設けること。

イ 防火対象物の一の階で、非常用エレベーターの乗降ロビーが2以上ある場合は、令第29条第2項に定める水平距離以下であっても、それぞれに設けること。

ウ 前アの位置で令第29条第2項に定める水平距離で包含できない場合は、建物中央付近に付加設置すること。

- (2) 放水口には、媒介金具（呼称50差込式の差し口×呼称65差込式の受け口）を設置すること。

(3) ホース格納箱

ア 11階以上の階に設置するホース格納箱は階数3以内ごとに設けること。ただし、非常用エレベーターが設置されており、非常用エレベーター乗降ロビーに放水口が設置されている場合については、設置しないことができる。

イ ホースは、長さ20m（呼称50、使用圧1.3MPa以上。ただし、加圧送水装置が設置されている防火対象物にあつては、使用圧1.6MPa以上）のものを2本設けること。

ウ ノズルは、噴霧切替式とすること。

エ ホース収納箱は、放水口格納箱と兼用すること。ただし、放水口の直近に設ける場合はこの限りでない。

- (4) 非常用エレベーター乗降ロビー又は特別避難階段の付室に放水口を設置する場合、乗降ロビー又は特別避難階段の付室から屋内に通じる出入口の防火戸の下方には、次により、ホース通過孔を設けること。

ア 位置は、ちょう番の反対側下部とすること。

イ 幅及び高さは、それぞれ、おおむね15cm及び10cmとすること。

ウ ホース通過孔の部分は、手動で開閉できるものとし、常時閉鎖状態が保持でき、かつ、防火戸の枠又は他の防火設備と接する部分は、相じゃくり、定規縁又は戸当りを設ける等閉鎖した際にすき間が生じない構造とし、防火設備の取付金物は、取付部分が閉鎖した際に露出しないように取り付ける構造とすること。

- (5) 非常用エレベーター乗降ロビー及び特別避難階段の付室（以下この項において

「乗降ロビー等という。」)に屋内消火栓を設置する場合、乗降ロビー等から屋内に通じる出入口の防火戸の下方には、屋内消火栓設備4(6)の例により、ホース通過孔を設けること。

3 配管等

(1) 配管内の充水

ア 配管内は、補助用高架水槽により、常時充水しておくこと。

イ 補助用高架水槽と主管の接続配管の管径は、呼び径50A以上とすること。

ウ 有効水量は、 0.5m^3 以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合には、呼び径25A以上の配管により自動的に給水できる装置を設けた場合には、当該有効水量を 0.2m^3 以上とすることができる。

(2) 複数の立管の接続

同一棟に複数の立上り管がある場合は、それぞれ送水口を設け、かつ、低層部で呼び径100A以上のバイパス配管により立上り管を相互に接続すること。

(3) 設計圧力

連結送水管は、設計送水圧力(1.6MPa以下)により送水口に送水された送水圧力が最低となる最上階(屋上等)等において1の放水口からホース2線を延長して、それぞれのノズル先端圧力0.6MPa以上、放水量 $800\text{l}/\text{min}$ となるように設計すること。

4 表示

(1) 連結送水管の送水口及び放水口である旨を表示した標識は、赤地に白文字又は白地に赤文字とし、大きさを短辺10cm以上、長辺30cm以上とすること。

ただし、周囲の状況及び色の対比等により、これによらなくとも十分認識できると認められる場合にあっては、この限りでない。

(2) 放水口格納箱の上部には、赤色の灯火を設けること。ただし、屋内消火栓設備用等の赤色の灯火が直近に設けられている場合は、兼用することができる。

(3) 送水口の直近には、縦20cm、横20cm以上の大きさの基準階平面図に放水口、送水口、逆止弁及び仕切弁の位置並びに消防車からの送水圧力を記入した標識板を設けること。

5 ブースターポンプ

(1) ポンプの締切揚程に押込揚程を加えた値が160mを超える場合にあっては、複数のポンプを直列設け、締切揚程が160m以下となるように設置すること。

(2) ポンプ運転時の放水時に1.6MPaを超える放水口には、放水時に1.6MPaを超えない措置を講じること。

(3) ポンプの押込み圧力は、設計送水圧力で送水した場合にポンプに加わる押込み圧力以上の仕様のものでとすること。

(4) 自動給水装置を設けた有効水量 3m^3 以上の中間水槽を設け、中間水槽側に仕切弁、ポンプ側に逆止弁を設けポンプと接続すること。

(5) 起動装置は、送水口の直近及び防災センター等に設置し、遠隔起動とすること。

ただし、送水口付近に起動装置が設置できない場合は、送水口付近と防災センター等との間に直通電話装置を設けること。

また、起動が確認できる灯火を防災センター等及び送水口付近に設けること。

6 特例基準

次のすべての要件に適合する場合は、規則第31条の規定にかかわらず、合成樹脂製の管及び管継手を使用することができる。

(1) 合計樹脂製の管及び管継手の基準(平成13年消防庁告示第19号)第3第1号の

表のうち屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の配管に係る試験に合格していること。

- (2) 連結送水管の設計圧力を上回る耐圧性能（最大使用圧力）を有していること。
- (3) 地中埋設部分に設けること。